

学校いじめ防止基本方針

岩手県立大東高等学校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

本校は、学校教育目標に掲げる「知性を高め、豊かな心を磨き、理想の実現に向けて生涯にわたって学び続ける人間の育成」を進めることにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、校長のリーダーシップの下、組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要であり、いじめの具体的な態様として、以下のようものが考えられる。

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅しの文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる。
- (9) 卑猥なことを言われたり、体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

4 いじめの解消

- (1) 「いじめの解消」とは、いじめが止んでいる状態が3ヶ月以上持続していることをいう。
- (2) 「いじめが止んでいる状態」とは、被害者が心身の苦痛を感じていない状態をいう。(被害生徒及び保護者等から直接聴取等により確認する。)

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 「絆づくり」の取り組み
学校は、生徒の心の居場所となるよう配慮し、安全・安心な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むための取り組み
特別活動やHR活動等の充実をすすめ、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) 理解を深める学習活動の取り組み
すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を持たせる。
- (4) 体験活動の充実
生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) 全校での取り組み
いじめ防止の重要性に関する理解を深めるため、全校集会の際に適宜いじめ防止に関わる啓発を行う。
- (6) 保護者等、中学校及びその他の関係者と連携して、生徒の理解を深め、基本的生活習慣の確立及び学校生活への適応を支援する。

2 生徒に培う力と主体的な取り組み

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) ホームルーム活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったら良いかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、生徒一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。
- (4) 全校での体験学習等を通して、ルールを守りお互いの考えを認め合い、協力して活動する能力を育む。
- (5) 日常的な生徒指導や教育相談により、集団生活の中での望ましい言動を身につけ、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- (1) 構成員
校長（委員長）、副校長、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭、該当担任・関係職員

(2) 取組内容

- ①基本方針に基づく取組の実施、年間指導計画の作成・実行
- ②いじめに関わる研修会の企画立案・実施
- ③いじめの基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かに関する点検。
いじめ対策が効果的かどうか、P D C Aサイクルで検証。
- ④いじめに関する相談・通報の窓口及び情報収集
- ⑤アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各H R活動等の充実・学年の状況報告等）
- ⑥いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の推進
- ⑦いじめの疑いがある場合、速やかに委員会を開催の上、いじめ認知について判定する。いじめの疑いがある事案に関する情報の共有、関係生徒へのアンケート調査、聞き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定、保護者等との連携を図る。
- ⑧いじめ事案の終息確認（発生後3ヶ月）

(3) 開催時期

いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 生徒の主体的な取組

- (1) 生徒会による「いじめ撲滅宣言」や「STOPいじめ」等の取組
- (2) いじめ防止標語・ポスターの作成
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や取組

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止対策方針を、ホームページや生徒会新聞に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) P T Aの会議等で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、ほけんだよりや学年通信等を通じて保護者に協力を呼びかける。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題に関わる校内研修会 年2回
- (2) いじめ問題への取組についてのチェック 年1回

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がけ、生徒からの相談に対しては、教職員などが迅速に対応することを徹底する。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者等からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 生徒を対象とした調査 年4回（6月、9月、11月、2月）
- (2) 保護者等を対象とした調査 年1回（7月）三者面談時
- (3) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 必要に応じて随時

3 相談窓口の紹介

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記の通りとする。

- 日常のいじめ相談（生徒及び保護者等）・・・・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・・・養護教諭・教育相談
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または所轄警察署
- ※市町村設置の相談窓口・・・・・・・・・・各市町村地域福祉課
- ※24 時間いじめ相談電話（県教委）・・・・・・0120-0-78310

Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめを受けた生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決に当たっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) すべての教職員の共通理解のもと、保護者等の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせる。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、校長以下すべての教職員の共通理解のもと、役割分担して問題の解決にあたる。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」は情報の収集による協議で、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめを受けた生徒や保護者等の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、いじめを受けた生徒及びその保護者等に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者等への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。また、いじめを受けた生徒が安心して学習に臨むために必要があると認められるときは、保護者等と連携をとりながら、一定期間、別室等において学習する措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒やすために、またいじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、継続的に指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、「学校教育法施行規則第26条」の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた「傍観」生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべき事案については、「いじめ防止対策推進法第 23 条第 6 項」に基づき、所轄警察署と連携して対処する。特に生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報するとともに、岩手県教育委員会とも連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、岩手県教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

6 再発防止

「いじめ防止対策委員会」は再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。例えば
 - ①生徒が自殺を企図した場合
 - ②身体に重大な傷害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ④精神性の疾患を発症した場合 などである。
- (2) いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、とされている。相当の期間については、年間 30 日を目安とする。（いじめ防止対策推進法第 28 条第 2 項）

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに岩手県教育委員会を通じて知事に報告する。
- (2) 生徒からいじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

- (1) 学校が調査の主体となる場合

設置者である岩手県教育委員会の指導・支援のもと、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」に基づき、以下のとおり対応する。

①重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。

②調査には多くの時間・労力を要する場合もあり、対象生徒・保護者等に対し、調査実施前の事前説明と合わせて検討を進める。

③対象生徒や保護者等が、第三者が調査にかかわることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、重大事態の性質に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を加える。さらに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。

⑤調査結果を岩手県教育委員会を通じて知事に報告する。

⑥いじめを受けた生徒及びその保護者等に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。このとき、関係者の個人情報には十分に配慮する。

⑦いじめを受けた生徒及びその保護者等の了解を得たうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者等に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。

⑧事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校及び学校の設置者の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。

⑨「いじめ防止対策委員会」をはじめ、学校内の体制が機能していたか、学校のいじめ防止基本方針や、いじめ問題対応マニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等を検証する。

(2) 学校の設置者（岩手県教育委員会）が調査の主体となる場合

岩手県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目で行い、適正に取組を評価する。

(1) いじめの未然防止にかかわる取組に関すること

(2) いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者等及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

附則 この運用については、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この運用については、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この運用については、令和 8 年 7 月 24 日から実施する。